

令和3年9月9日

## 「名寄市中小企業振興条例の全部改正」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

「名寄市中小企業振興条例の全部改正」に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見について検討した結果、素案の修正は行わず原案どおりとして策定することとしました。

## 1. パブリック・コメント手続の実施結果

案件名	名寄市中小企業振興条例の全部改正について
意見等の募集期間	令和3年8月3日(火)～令和3年9月3日(金)
案の公表方法	1 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布 2 市ホームページへの掲載 3 名寄新聞、北都新聞への掲載及びFM放送
意見等の提出方法	「意見提出用紙」により実施機関窓口持参・郵送・ファックス・電子メール
結果の公表方法	指定閲覧場所、市ホームページ、市広報
意見等の提出者数・提出件数	提出者 5人 提出件数 13件 【内訳】 書面提出:0件、郵便:0件、FAX:11件、電子メール:2件
意見等の処理	案の修正箇所:なし

## 2. 意見の概要と市の考え方について

市民等の意見の概要	件数	意見に対する名寄市の考え方
素案への評価	5	修正は行わず素案のとおり策定したい
素案以外への意見		
・地域経済活性化について	2	・名寄市中小企業振興審議会を中心に進めている、本条例に基づく支援策の見直しなどを通して、地域経済の活性化に努めたい。
・市民等への周知について	2	・市民等への周知は重要なものと考えており、様々な手法を用いて周知、意識醸成に努めたい。
・商店街(中心市街地)の振興について	2	・商店街振興も含めた形で中心市街地の活性化を掲げていることから、今後活性化に努めたい。
・公共工事等の積極的な予算措置について	1	・限られた財源の中で事業を選択し、補助事業の活用に取り組み、事業量の確保に努めたい。
・新型コロナウイルス感染症対策について	1	・これまで様々なコロナ経済対策を実施しており、今後引き続き状況を注視しながら適時適切に対応してまいります。

[問合せ先]

担当課:経済部産業振興室産業振興課

電話:01654③2111(内線3350)